

都道府県・政令市土壤環境保全担当部局長殿

環境省水・大気環境局土壤環境課長

自然由来による土壤汚染に係る法第 4 条第 3 項の調査命令発動要件について

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号）による改正後の土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）の施行については、平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号（以下「施行通知」という。）をもって環境省水・大気環境局長から通知されたところである。

このうち、法第 4 条第 3 項の調査命令の発動に当たって、現時点において都道府県及び政令市が参考とすべき事項を下記のとおりまとめたので、貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

また、「自然的原因による土壤汚染に係る法第 4 条第 2 項の調査命令発動要件について」（平成 23 年 2 月 25 日付け環水大土発第 110225001 号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知）は、平成 31 年 3 月 31 日限り廃止する。

記

第 1 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）第 26 条第 5 号の該当性判断について

施行通知において、「人為的原因を確認することができない土壤汚染であって、地質的に同質な状態で広く存在する土壤汚染地（第二種特定有害物質に係るものに限る。）については、専らいわゆる汚染のおそれが自然に由来する土地であると考えられるところ、実際に測定を行ってその汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが判明したものであれば①（規則第 26 条第 1 号）に該当することとなるが、当該測定によりその汚染状態が判明した土地の区域の近傍の土地等は、⑤（規則第 26 条第 5 号）に該当するものと解することが可能であると考えられる」とされている。

「近傍の土地等」には、少なくとも次に掲げるものが該当すると考えられ、これらについては、規則第 26 条第 5 号に該当する土地として法第 4 条第 3 項の命令を発出することが可能であると解して差し支えない。

1. 汚染のおそれが自然に由来する土地が判明した地点の地層と地質的な連続性が地質デ

一タ等により認められる地層がある土地（ただし、調査対象地において、当該地層が地表から深さ 10 メートル程度までに位置している場合に限る。）

「地質的な連続性」とは、既存の文献や過去の調査結果などにより、原則土質（ただし、土壌の年代等の地質的要素が判明している場合にあっては当該要素を加味することが望ましい。）が同じである層が連続してつながっていることを推定しうる場合が該当するものとする。

例えば、ある敷地Aにおいて 3000 平方メートル以上の土地の形質の変更を予定しており、当該土地が次のいずれにも該当する場合には、当該敷地Aのうち掘削部分は、「近傍の土地等」に該当すると考えられる。

イ 敷地Aから離れたある地点Bにおいて、土壌の試料採取及び測定を実施し、ある深度まで第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）について土壌溶出量基準不適合であり、当該汚染は自然に由来するものと推定しうる。

ロ 敷地Aにおいて、過去の調査等（既存の文献、敷地Aの周辺における既存のボーリング調査結果等）により、敷地Aと地点Bのある土地では、地表から深度 10 メートル程度までにおいて、土質が同じである層が連続してつながっていると推定しうる。

2. 敷地内の汚染の広がりを把握できる複数地点（例えば、最も離れた 2 地点）のボーリングによる土壌の試料採取等の結果、“土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 2 版）”（平成 24 年 8 月環境省水・大気環境局土壌環境課）の Appendix-3 に照らして、汚染のおそれが自然に由来すると認められると推定しうる場合における当該敷地のすべての土地

例えば、ある敷地において 3000 平方メートル以上の土地の形質の変更を予定しており、当該地の最も離れた 2 地点における土壌の試料採取及び測定の結果、第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）について自然に由来する土壌溶出量基準不適合であると推定しうる場合には、自然に由来する土壌汚染は通常一定の広がりをもって分布していることから、当該敷地のうち掘削部分は、「近傍の土地等」に該当すると考えられる。

## 第 2 その他

第 1 の 1. 及び 2. の判断に当たって必要な情報については、引き続き法第 61 条第 1 項に基づき、必要に応じ、関係部局等と連携を図ることにより、収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めることとされたい。

また、法第 4 条第 3 項の命令発出前であれば、当該命令の対象となる土地について法第 14 条第 1 項の指定の申請を行うことは可能であることから、必要に応じ法第 4 条第 1 項の土地の形質の変更をしようとする者に対しその旨を教示することとされたい。